

# おもてなし



商工会議所って  
どんなところ？

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

商工会議所は、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願のもとに活動しています。

## 宮津商工会議所ってこんな活動をしています

### 商業活性化・

#### まちづくり事業への支援

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、近隣商工会・関係団体などと連携を取りながら情報収集するなどの支援はもちろんのこと、由良地区・文珠地区・府中地区についても、まちづくり事業に対して支援しています。



### 講習会・

#### 各種検定試験の開催

各種検定試験は、働く人たちの資質・技能の向上に資するとともに各職域での事務能率の向上と企業経営の合理化に貢献するなど社会的にも高い評価を受けております。特に平成15年度から福祉住環境コーディネーター検定試験も実施しており、たくさんの方が受験されています。

また、学会や業界の権威者を招いて、政治・経済の情勢、法律、労務、品質管理などの講演・講習会を開いています。



#### 天橋立世界遺産登録に向けた取り組み

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを行政、市民と一緒に推進しています。



#### あなたの意見を 世論に反映

一人ひとりの意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、国会や行政庁等を動かすことも可能です。

#### 産業ビジョンへの取り組み

観光客のみならず、地域商工業の活性化に繋がるような取り組みとして、地域ブランドの確立並びに『まちなか観光』を進めるため、人材の育成及びまちなかサイン設置等産業ビジョンの推進に取り組んでいます。



## 中小企業緊急雇用安定助成金のご案内

急激な資源価格の高騰や景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業者が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練または出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当もしくは賃金等の一部を助成する制度です。

### \*休業の場合

#### 【助成額】

休業手当相当分の4/5に休業等延べ日数を乗じた額  
(1日1人あたりの上限額7,730円)

#### 【算出式】

1日分の助成額 = 平均賃金額 × 支払率 × 助成率 (4/5)

#### 【算出例】(1人1日あたりの助成額)

平均賃金額 支払率 助成率

例1; 10,000円 × 70% × 4/5 = 5,600円

例2; 12,000円 × 90% × 4/5 = 8,640円 7,730円(上限額)

#### 【支給限度日数】

3年間の間に、対象被保険者1人あたり200日(出向も含む)

最初の1年間は100日分が限度

次の対象期間は、前回の対象期間後1年間を経過した後の期間でなければならない

\*教育訓練、出向の場合の助成、また、支給対象とならないもの、支給要件等ございますので、詳細につきましては最寄りの労働局・ハローワークにお問い合わせください。



## 商工会議所が行っているいろいろな相談

あなたのお店・工場の経営全般について、当所窓口にて、また、企業を巡回してご相談に応じます。

### 経営相談

生産、販売についての相談や専門家による店舗診断、工場診断などを行っています。

### 金融相談

資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資のあっせんを行っています。

### 税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく経営を推進していただけるように記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

### 労務相談

従業員の賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係のことについて知りたいとき、適切なアドバイスをいたします。

### 各種共済

中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

### 取引相談

販売先や仕入先を拡張したり、下請けのあっせんを受けたいときなどにご利用ください。



## 会員を募集しています!

宮津商工会議所は昭和30年に設立され、現在約800余名の事業所の方にご加入いただいております。

当所では、経営指導員を配置し、税務相談をはじめ、社会保険・雇用保険・労働保険などの相談、その他経営に関するあらゆる相談に無料で応じている他、講習会・講演会など幅広く計画・実施し、中小企業の『指導団体』として豊かな地域づくりと商工業の発展を図るために様々な事業活動を行っております。

また、地域の『総合経済団体』として、地域経済の活性化及び環境問題にも積極的に取り組んでおります。

以前の会員は商工業者が中心でしたが、現在では商工会議所の定款の改正により、医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にも会員に加わっていただけるようになっております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会くださいますようお願いいたします。

また、会員事業所の方で、お知り合いの事業所まで商工会議所にご加入いただけない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】

宮津商工会議所 事務局 ☎0772-22-5131 まで



## 京都府産業別最低賃金の改定について

最低賃金制度は、労働者の労働条件を確保するとともに事業の公正な競争を確保及び地域経済の発展に寄与するためのものです。今回産業別最低賃金の額が改正されましたのでお知らせします。



業 種 名	時間額(円)	発効年月日
*印刷業	761	18年12月21日
*金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・木ねじ等製造業	817	20年12月21日
*ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、金属加工機械、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業等	822	
*電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	810	
*輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	820	
*各種商品小売業	764	

業 種 名	時間額(円) 日額(円)	発効年月日
*自動車(新車)小売業	750 6,007	13年12月20日
*自動車小売業(中古車、自動車部品・附属品小売業)	741 5,926	9年12月21日

今後、最低賃金額の表示は、次期改定時に合わせて時間額単独表示へ切替える予定です。

### 平成21年度 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年は申告期間が所得税は3月16日(月)、消費税が3月31日(火)までとなっています。納税者の皆様の利便を図るため、宮津税務署・納税協会宮津支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施致しますのでご利用下さい。

【所得税宮津地区個別相談会】

日	時	場	所	相	談	員
2月16日(月)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等
2月19日(木)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等
2月24日(火)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等
2月27日(金)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等

【所得税地区別個別相談会】

日	時	場	所	相	談	員
2月26日(木)	9時～14時	府中地区	公民館	当	所	経営指導員等
3月3日(火)	9時30分～16時	栗田地区	公民館	当	所	経営指導員等
3月4日(水)	9時30分～12時	吉津地区	公民館	当	所	経営指導員等
3月6日(金)	14時～16時30分	養老地区	公民館	当	所	経営指導員等

【納税協会個人部会宮津分会会員対象】

	日	時	場	所	相	談	員
所得税	3月5日(木)	9時～15時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等
消費税	3月26日(木)	9時～15時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営指導員等

## 小規模企業共済制度のご案内

当制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、宮津商工会議所は委託団体の一つとして取り扱っております。小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、「事業主の退職金制度」といえるものです。

### ○制度の特色

- 掛け金は全額所得控除
  - 毎月の掛け金は、1,000円から70,000円までの範囲内(500円単位)で自由に選べ、加入後に増・減額できます。(減額は一定の要件が必要)又、掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得金額から控除できます(1年以内の前納掛金も同様に控除できます)
- 加入資格
  - 製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社の役員
  - 商業(卸売業・小売業)又はサービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社の役員
  - 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合及び農事組合法人の役員
- 共済金の受取り
  - 共済金の受取りは、一括受取り、分割受取り、又は『一括受取りと分割受取り』の併用が選択できます。(分割受取りの場合は死亡によるものを除く)
  - 共済金は税法上、一括受取り共済金については退職所得、分割受取り共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。
  - 共済金の受取りは、共済事由等によって受取り額が変わります。

※本制度のお問合せ・お申込は当所(電話22-5131)までご連絡下さい。

## おめでとうございます

### 井崎 憲一氏 [(有)井崎石材] 「京都府の現代の名工」として表彰



この度、当所会員(有)井崎石材(宮津市字波路)の井崎憲一氏が1月20日、今年度の優秀技能者「京都府の現代の名工」として表彰を受けられました。井崎社長は府北部で、石材加工全般に優れ、搬送された石材の特徴を長年の経験から判断し、その特徴を生かした加工技術等が認められ今回の表彰となりました。「晴れがましいことは苦手ですが、私のような職人の方々の励みになれば」と井崎社長はおっしゃっておられました。今後益々のご活躍をご期待申し上げます。

## 「e-Tax」利用のご案内

『e-Tax』は、自宅やオフィス等から申告・納税ができる便利なサービスです。



- \* 最高5,000円の税額控除を受けることができます。
- \* 医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の提出を省略できます。
- \* e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。

『e-Tax』をご利用いただくためには、「電子申告・納税等開始届出書」を税務署に提出する必要があります。詳しくはe-Taxホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp>をご覧ください。

## 労働問題委員会および中小企業委員会合同委員会開催の報告(概要)

昨年の11月、今井会頭が就任にあたり3Kからのイノベーション(勇氣ある挑戦)を提案しました。この3Kとは、「環境」「観光」「健康福祉企業」の頭文字のKをとったもので、今回、その一つ健康福祉企業をテーマに労働問題委員会および中小企業委員会合同委員会を開催しました。

第1回会合では、今井会頭から改めて「健康福祉企業」のねらいとするところについて、少子化、人口の流出など高齢化が進む中で60代でも働いていける職場づくりが「健康福祉企業」につながっていく、その環境を整えるためには、先ず、企業が元気にならなければならないと説明を受けました。この説明を受け、2回の会合で「健康福祉企業」の意味するあるべき姿などについて議論した結果、委員の意見は右記の通り纏められ「健康福祉企業」とは、企業の社会的責任、企業の理念を大切に考え、実行、他企業と歩む企業ではないかという内容になりました。

第1回、2回の会合で委員から出た主な意見は

- 自分の会社の従業員が誇れるような会社になりたい。定年まで働きたいと思える会社でありたい。各企業が定年を引き上げていくことが必要。
- 企業が元気であるためには、企業のトップが健康であること。多くの企業が厳しい中で頑張っておられる。モラルを守るべきであり、理念が大切である。
- 災害や緊急時の協力など宮津に住んでいれば安心ということも「健康福祉企業」に繋がるのでないか。あるいは、地域のイベントや取り組みなどに積極的に参加することで企業として郷土愛を育てていくのではないか。
- 結婚相談のようなものや、地元学生へ働きたい職場のアンケートなどを取り、何を必要としているのかを知ることもIターン、Uターンに繋がるのでないか。
- 「健康福祉企業」とは、企業の社会的責任、企業の理念を大切に考え、理念が具体化されている企業ではないか。
- 日本人の精神理念は利他の心ではないか。

第3回会合では、合同委員会が求める「健康福祉企業」として(株)飯尾醸造さんを選び、飯尾社長さんの高い志と経営行動を学びました。委員会出席者は、飯尾醸造さんの理念「お客さまはもちろん、取引先や農家の方々、みんながハッピーになれるお酢づくりをしていきたい」「伝統製法と原料にこだわる商品開発」などの話から多くの示唆を得ました。その後の意見交換では、社員のモチベーションを維持するには、人の負けない高い技術力を誇りとして自覚させる、他人の成功と一緒に喜ぶ人が大切などの声があり会合を終わりました。次回は、「健康福祉企業」を選ぶ会合を予定しております。

